

2年続けて上がった労務単価が賃金に反映されたか

須貝 卓矢

3年続けた現場調査

2014年度も昨年に引き続き旭川市発注の工事現場の調査に入った（昨年は建設政策No.154「公共工事現場調査で賃金実態を明らかに！旭川の経験から」で報告）。現場調査も今年で3年目になった。平均賃金は労務単価に対し、一昨年は約70%、昨年は約65%、今年はさらに下がり約60%しか支払われていない結果だった。

昨年の現場調査の中で「労務単価は上がっても賃上げは今すぐには出来ない」と現場管理人の多くが答えていたが、言葉通り賃金に反映されていなかった。

労務単価は上昇し、賃上げがないため益々乖離が広がる

今年も建築部・土木部・水道局の発注工事の中から各部署3～4ヶ所を紹介いただき計10ヶ所の工事現場の調査に入ることができた。10ヶ所の平均落札率は97.4%（落札率89.3%～99.4%）労働者アンケートは69名。うち日給労働者は54名だった。今回もこの54名を対象にする。平均年齢は45.3歳、平均経験年数は15.7年。表1と2の「その他」は少数だった職種（防水工、運転手など）の14名分の平均を出している。

調査での現場管理人の聞き取りでは「政権が変わると公共事業の量も変わるので賃上げは慎重になる」、「入札金額が低いため、労賃には回せない」、「若年者の確保が困難」、「人手不足」と昨年と同様なことを言っていた。労働者アンケートでは型枠大工が昨年より約3,000円上がっていた。

またアンケート記入後に労務単価や建退共、

表1 各職種の平均賃金と労務単価との比率

職種	平均賃金 (日給)	労務単価 (北海道)	比率
型枠大工 (13名)	11,403	16,800	67.9%
鉄筋工 (7名)	9,176	17,400	52.7%
とび工 (8名)	9,382	17,100	54.9%
普通作業員 (12名)	8,233	13,500	61.0%
その他 (14名)	8,266	14,407	57.4%

表2 平均の年齢と経験年数

職種	平均年齢	平均経験年数
型枠大工 (13名)	45.6歳	22.4年
鉄筋工 (7名)	37.7歳	8.6年
とび工 (8名)	31.3歳	10.1年
普通作業員 (12名)	54.2歳	15.5年
その他 (14名)	49.1歳	16.5年

有給休暇について説明をした。労務単価の金額を見て、「こんなに貰っているのはいないよ」、「旭川では無理だ」などと話していた労働者もいたが、公共工事での賃金に一定のルール（公契約条例）をつくっている自治体もあると伝えた。

年齢層は10代～3.7%、20代～14.8%、30代～18.5%、40代～18.5%、50代～22.2%、60代～16.7%、70代～3.7%。10代、70代を除けば大きな偏りはなかった。

表3は年金の加入状況について示しているが、北海道では冬期間に雇用を切られる（冬期失業）季節労働者が多いためこのような回答項目になっている。旭川も12月から3～4月までの積雪期間に工事量が減るため失業者になる労働者が多い。よって失業期間の社会保険は個人加入に

表3 年金加入状況

公的年金	
通年で厚生年金	26.3%
雇用期間は厚生年金 失業期間は国民年金	16.2%
雇用期間は厚生年金 失業期間は免除・滞納	10.2%
通年で国民年金	25.9%
雇用期間は国民年金 失業期間は免除・滞納	7.0%
通年で免除・滞納	14.4%

表4 健康保険加入状況

健康保険	
社会保険	43.5%
建設国保等	14.7%
市町村国保	31.7%
無保険	6.8%
未記入	3.3%

切り替えるか免除、もしくは滞納している。雇用形態では一人親方1名、通年雇用26名、季節雇用24名、アルバイト2名、未記入1名と通年雇用

が上回り、通年雇用化が進んでいる。しかし実情は日給月給が多く、悪天候や現場がない日は無収入となることが多い。また短期雇用特例被保険者から一般被保険者になるため特例一時金が受給できない。

社会保険加入者のうち約半数が今年から加入したと回答があり労務単価の上昇に効果があったと思われる。しかし多くの労働者は賃上げがされていないため、個人の負担が大きくなったことも考えられる。また調査で適用除外事業所かなどは調べていないため今後このことについて把握できるよう改善が必要だ。

旭川市と建交労では調査方法が違うため実態把握に大きな差がある

建交労の度重なる要請で旭川市も「建設工事下請状況等調査」をH25年10月から始めた。

調査対象工事は、

- ① 低入札で落札した工事（全工事）
- ② 上記以外の工事で、ア）「積算労務単価報告書」で労務単価が10%下回る工事。イ）落札金額と調査基準価格が僅少の工事。ウ）前年度

に改善を求められた事業所が行う工事。エ）社会保険未加入。オ）市長が必要と認める工事。②は年間500～600の工事の中から10%程度を抽出し調査をしている。

市は1年間で70件の調査を行っている。そのうち労務単価の9割を下回るのは11件という結果だ。この11件へは指導し、「改善する」と回答があったようだ。

調査方法は上記で該当した事業主から面談を行っている。賃金については賃金台帳・雇用契約書を見るだけという調査方法だ。労働者からの面談はしていない。この70件の調査で全労働者数や9割を下回った労働者数は把握してはいないようだが、建交労の調査で出てくるような低賃金労働者はいなかったらしく、低くても8.5～8.9割の労働者は少ないが存在していたと答えていた。一方建交労の調査方法は、現場管理人から聞き取りをしてから、休憩時間に合わせて休憩所に労働者を集めてもらい直接アンケート用紙に記入してもらうというやり方だ。この聞き取りで雇用契約書の写しも見せてもらうのだが、労働者が記入する賃金と一致している。このように両者の調査方法に大きな違いがあるためこのような結果になってしまう。対象工事旭川市は落札率の低い工事を主に行っているが、建交労は3部署から紹介をされた工事に入っている。低落札工事を限定して入っているわけではない。市は低落札工事から低賃金が出ると言って始めた調査だが、このような調査では疑問をもってしまう。今後、市が事業主と労働者の両者を対象にするような調査方法への改善を要請し、実態に迫るよう訴えかけるとともに公共工事で働く建設労働者が「自分自身の問題である」と考えるようなきっかけ作りを今後も続けていきたい。

（すがい たくや 建交労旭川支部）